



## すいた 市議会だより

No. 275 12月定例会号

編集 / 議会広報委員会

発行 / 吹田市議会

吹田市泉町1丁目3番40号

直通電話 06(6384)2696

FAX 06(6338)0920

定例会の概要

100条委員会  
中間報告

各会派の質問

意見書

書

常任委員会

議決結果

要望・陳情

## 問責決議

本市議会は、吹田市長である井上哲也氏の度重なる「政治とカネ」の問題及びその後の市民と市議会を欺く対応についてその政治責任を問い、同氏に猛省を促す。

問責決議の理由は下記の3点である。

## 記

## 1. 自民党支部間での資金移転（領収書偽造）

平成25年10月22日付で報道された自民党吹田市第一支部から自民党吹田市支部へ寄附の支出に関し、当時の会計責任者の「記載ミス」だとして府選挙管理委員会へ訂正を届けた。平成22年1月から平成22年10月までに毎月10万円の収入が自民党吹田市支部にあったとして領収書を10枚作成したが、実際には自民党吹田市第一支部から出金された金は自民党吹田市支部へ入金されておらず、その金の所在も曖昧なまま、井上氏自身が確認もしていない。この自民党支部間の資金移転は、単なる記載ミスとは到底考えられず、意図的に行われたものだと言わざるを得ない。

当時の会計責任者への監督責任、政治資金を取り扱うことへの責任の希薄さ、適正な政治資金収支報告を怠る態度は政治家としてあるまじきものであり、市民団体から政治資金規正法違反の疑い及び私文書偽造・同行使の疑いで大阪地検特捜部に刑事告発されていることも政治不信を招く重大な問題である。

## 2. 大阪維新の会からの入金不記載

平成25年11月22日付で報道された平成22年の「大阪維新の会」から「井上哲也後援会」への寄附金99万5千円についても「記載ミス」だとして政治資金収支報告書を訂正した。「井上哲也後援会」では入金処理をしておらず、その不適切な会計処理が問題となった。しかも当時の「大阪維新の会」の会計責任者は井上哲也氏本人である。これら一連の政治資金に係る不適切な処理を記載ミスだと主張しても、これだけ度重なれば当然、容認できるものではない。今後の再発防止策もなく、事後の処理についても事実かどうかさえ分からない不誠実な説明しかなされていない。

## 3. 市民並びに市議会への説明責任

自民党支部間の資金移転について井上哲也氏からの説明を求めるために開催した市議会全員協議会への出席を正当な理由もなく拒否した。平成25年12月定例会における本会議質問の答弁も不誠実な態度で聞かれたことにも答えず、持論を強弁するだけで議論も噛み合わず、これらの議会軽視の態度は市長としての説明責任を果たしているとは到底、思えない。

また、市民への説明も充分ではなく、これら一連の「政治とカネ」の問題で、公職としての吹田市長の名誉と権威を大きく失墜させたことに対する責任は重大である。

以上、決議する。

平成25年12月24日

吹 田 市 議 会

本議会は上記の問責決議を全会一致で可決し、市長に送付しました。

## 市長の問責決議を全会一致で可決

介護老人保健  
施設等12施設  
の指定管理者を指定

12月3日から24日までの会期で12月定例会を開きました。本定例会では、市民病院の地方独立行政法人化

に伴う条例制定案や平成25年（2013年）度一般会計補正予算案（第7号）、人選案件など34件が市長か

ら提出されました。

本会議初日に、昨年の9月定例会から継続審査していた議案のうち、平成25年（2013年）度一般会計補正予算案（第6号）について、市長からの修正申し出があり、承認しました。（同案は本会議最終日に撤回されました。）

市長提出議案のうち、3月定例会から継続審査していた市長給料等特例条例案、5月定例会から継続審査していた執行機関の附属機関条例改正案と、本定例

## 主な掲載内容

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 12月定例会の概要       | 1～3   |
| 100条委員会の中間報告から  | 3     |
| 各会派の代表質問・質問（個人） | 4～9   |
| 政府等へ意見書・決議      | 10～11 |
| 常任委員会の審査から      | 11～13 |
| 議決結果            | 14～15 |
| 要望・陳情、議会日誌      | 16    |

会で提案された総合計画基本構想・基本計画案は、慎重に審査するため次期定例会まで継続審査することにしました。

行政財産の使用に関わる諮問2件については、市長と申立人が協議の場を持ち、解決に向けて努力するようこととの答申を行いました。

また、平成25年（2013年）度一般会計補正予算案（第7号）は、審査の過程で市長からの修正申し出があり、承認しました。議決結果については、14、15面の議決結果、賛否一覧表をご覧ください。

議員から提出された地方独立行政法人市立吹田市民病院の重要財産条例の修正案は、賛成少数で否決しました。

31名の議員から提出された市長の問責決議は全会一致で可決し、市長に送付しました。

なお、最終日にグリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の委員長が中間報告を行いました。

## 予 算

### 1 一般会計

平成25年（2013年）度一般会計予算について4億4580万円を増額補正し、総額が1058億3651万円となりました。

増額補正の主な内容は、ウインド

ウズXPのサポート期間終了に伴うパソコンの更新経費等に819万円、70歳から74歳までの高齢受給者証交付対象者の一部負担割合が本年4月から見直しされることに伴う老人医療システムの改修に98万円、当初見込みを上回る生活保護費の増加に伴い、3億1548万円、橋りょう、標識、照明や路面形状の損傷状態を点検し、幹線道路や緊急交通路の危険性の有無を判定する道路ストック総点検事業に1億1951万円、救急自動車全車両にスマートフォンを導入し、大阪府の救急活動記録収集検証システムの利用により救急医療の充実強化を図る事業に69万円などです。

### 2 特別会計・事業会計

国民健康保険会計では、過年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金として2262万円、下水道会計では、公債の繰り上げ償還などに11億2207万円を増額補正しました。

また、水道事業会計では、ウインドウズXPのサポート期間終了に伴うパソコンの更新経費として資本的支出を1058万円増額補正し、病院事業会計では、新病院建設予定地の一部の購入費用として資本的支出を23億2723万円、企業債として資本的収入を23億2720万円増額

補正しました。

## 諮 問

○行政財産を使用する権利に関する処分に係る異議申立てに対する決定（2件）

職員会館の使用許可条件のうち、使用面積に応じた維持管理費の負担を要求する部分に関する、職員労働組合と水道労働組合からの異議申し立てに対して、市長が決定を行うに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の意見を求めたものです。

## 主 な 条 例

○地方独立行政法人市立吹田市民病院の重要財産条例

地方独立行政法人化後の市民病院の財産のうち、譲渡、担保権設定などを行う場合に市長の認可を必要とする重要な財産を定めるものです。（賛成多数で可決）

○地方独立行政法人市立吹田市民病院の引継ぎ職員条例

地方独立行政法人化後の市民病院に引き継ぐ職員を定めるものです。

○病院事業設置等条例の廃止

市民病院の地方独立行政法人化に伴い、現行の病院事業を廃止するた

めの規定整備を行うものです。

（賛成多数で可決）

○市営葬儀条例、手数料条例、下水道条例及び水道条例の一部改正

平成26年（2014年）4月1日からの消費税率引き上げに伴い、使用料等の改定を行うものです。（手数料条例は全員賛成、その他の条例は賛成多数で可決）

## 単 行 事 件

○地方独立行政法人市立吹田市民病院定款の一部変更

定款に記載されている、市民病院の土地と建物の面積を実測面積に修正するものです。

○地方独立行政法人市立吹田市民病院に承継させる財産

地方独立行政法人化後の市民病院に承継させる財産を定めるものです。

○公の施設の指定管理者の指定

次の施設の管理を行う指定管理者の指定を行うものです。

◆内本町・支の子合コミュニティセンター 地域保健福祉センター デイサービスセンター、南山田・千里山西・藤白台デイサービスセンター、介護老人保健施設（南山田デイサー

ビスセンターのみ賛成多数、その他は全員賛成で可決)

◆市民プール(4施設)  
(全員賛成で可決)

※指定期間 平成26年(2014年)4月1日からの5年間

◆資源リサイクルセンター、子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ  
(賛成多数で可決)

※指定期間 平成26年(2014年)4月1日からの3年間

○吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議

消防通信指令事務を共同管理・執行するための協議会の設置について、摂津市と協議するものです。

(審査内容の一部は11〜13面に、議決結果等は14、15面に掲載)

### 請願

12月定例会では、市民から提出された請願2件を採択しました。

### 採択した請願

○公立保育所民営化実施計画の慎重な検討を求める請願

同計画は、当事者である保護者や

地域市民の意見を十分に聴き、影響調査を綿密に行うなど、よりよくなるよう慎重に進めてほしい。

子どもたちが安心して成長できる環境づくりと施策の充実に市が責任を持って取り組んでほしい。

(賛成多数で採択)

○(仮称)吹田市立スタジアム建設並びに(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発に関する請願

形だけのユニバーサルデザインの施設ではなく、誰もが安心、安全に観戦、使用できるように事業者に強く指導し、継続的な協議の場を設け、設計段階や建設段階で当事者が参画できる場をつくり、完成後のスパイラルアップを図ってほしい。

### 人事

12月定例会では、次の方々の選任に同意しました。

教育委員会委員(任期4年)

高浜町10番30号

梶谷尚義氏

人権擁護委員(任期3年)

江坂町3丁目14番5号

家村武志氏

泉町2丁目32番27号

乾実千穂氏

## 100条委員会の

### 中間報告から

グリーンニューデール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の活動経過について委員長が本会議(12月24日)で報告を行いました。

内容の一部をお伝えします。  
(全文は、会議録や市議会ホームページに掲載しています。)

昨年9月4日の第21回委員会では、井上哲也後援会に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行いました。

10月16日の第22回委員会では、第21回委員会、井上哲也後援会に対し、記録の提出を求めましたが、一部が提出されなかったため、再度、同後援会に対し地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行いました。また、同日の100条委員会準備会では、1級建築士に委託していた、市本庁舎低層棟屋上に設置された太陽光発電設備に関する工事費の妥当性等の鑑定業務の調査結果報告を受けました。

10月22日には、大阪府警察本部への実地調査を行いました。

11月11日の第24回委員会では、証人(地方自治法第100条の規定に基づき、出頭及び証言を求める関係

人)として、市長の元私設秘書及び関係企業の担当者に対して尋問を行いました。その後、市長に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求を行いました。

11月14日には、環境省への実地調査を行いました。

11月18日の第25回委員会では、証人として、総務部の関係職員二人に対して尋問を行いました。その後、井上哲也後援会及び市長に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行いました。

11月21日の第26回委員会では、証人として、関係企業の代表取締役等二人に対して尋問を行いました。

11月22日の第27回委員会では、証人として、総務部の関係職員一人に対して尋問を行いました。

11月27日の第28回委員会では、証人として、環境部、総務部の関係職員二人に対して尋問を行いました。また、同日に、関係企業2社への実地調査を行いました。

11月28日の第29回委員会では、証人として、市長、副市長、関係職員一人に対して尋問を行いました。その後、関係企業に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求を行いました。

※なお、中間報告後の活動については、100条委員会準備会等で調査報告書の作成に取り組んでいます。